

川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱

27川市保第78号

平成27年4月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項の確認を受けるものであって、川崎市（以下「市」という。）以外の者が設置する保育所において、児福法第45条第1項に基づき定められた各児童福祉施設の設備及び運営に関する基準並びに支援法第34条第2項に基づき定められた各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たした運営を行うために要する経費及び当該基準に加えて利用する子どもの処遇向上、施設職員の待遇改善、施設経営の安定化等を図るために要する経費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象子ども)

第2条 この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは、別に定めるもののほか、市の福祉事務所長が利用を決定した子どもであって、市内の民設民営保育所（以下「市内の保育所」という。）並びに市外の公設公営・公設民営保育所及び民設民営保育所（以下「市外の保育所」という。）を利用する子どもとする。

(支給額及び算出方法等)

第3条 支給する額及びその算出方法等は、市内の保育所及びその保育所を利用する子どもにあっては、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。）第1条第12号に規定する公定価格（以下「公定価格」という。）及び別表に定める市加算運営費とする。

2 前項の規定にかかわらず、市外の保育所を利用する子どもにあっては、国基準に定める公定価格のほか、当該保育所が所在する地方公共団体の定めるところによる。ただし、市外の公設公営・公設民営保育所を利用する子どもに支給する額にあっては、本文に規定する額から、市の定める保育料を控除した額とする。

3 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、夜間保育加算、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合及び処遇改善等加算Ⅲにおける利用する子どもの年齢区分の適用にあたっては、当該利用する子どもの年度の初日の前日の満年齢によるものとする。

4 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、副食費徴収免除加算、分園の場合、施設長を配置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合及び冷暖房費加算の算出にあたっては、利用する子ど

もの月途中の入退所（転入出を含む。）による日割り計算を国基準により行うものとし、休日保育加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める児童災害共済掛金、市主任保育士専任加算、補足給付費以外の旧市加算分等の算出にあたっては、当該日割り計算は行わず、各支給対象月初日の利用子ども数によるものとする。

5 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、休日保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、施設長を配置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める市主任保育士専任加算、障害児保育費、産休等代替臨時職員雇用費、市処遇改善等加算Ⅱ、市処遇改善等加算Ⅲ、市第三者評価受審加算、市休日保育加算（障害児受入分）及び市賃借料加算に掲げる費用等の支給にあたっては、加算の認定申請又は協議を要するものとする。

6 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰに掲げる費用等のうち賃金改善に要する分、休日保育加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算及び第三者評価受審加算並びに別表に定める児童災害共済掛金、補足給付費、市処遇改善等加算Ⅱ、市処遇改善等加算Ⅲ、嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費、市第三者評価受審加算、地域活動事業費及び市賃借料加算に掲げる費用等の支給を受けたときは、その執行に係る実績について報告を要するものとする。

（支給時期）

第4条 この要綱による給付費等の支給時期は、毎月、原則として、当月初日の利用子ども数等に基づく当初払と前月末日までの月途中入所等の利用子ども数等に基づく追加払（月途中退所等により当初払分に過払分が生じた場合は未払分の給付費等の内払分とする）によるものとする。

（給付費等の返還）

第5条 この要綱による支給額及び算出方法等については、毎月、把握するものとし、市内の保育所及び市外の保育所が、偽りその他不正の手段により給付費等の支給を受けていることが認められた場合には、既に支給した額の全部又は一部の返還措置を講じるものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年度における支給額及び算出方法等の特例)
- 2 平成27年度におけるこの要綱により、支給する額及びその算出方法等は、市内の保育所であって、その保育所を利用する子ども(支給対象子どもに限る)について、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表1-5、別表1-6、別表1-7により算出した額及び市外の保育所であって、その保育所を利用する子ども(支給対象子どもに限る)について、国基準により算出した額については、当該額に100分の101.29を乗じて得た額とする。
- 3 前項により算出される額については、10円未満の端数が生じたときはこれを切捨てるものとする。
- 4 平成27年度における市外の公設公営・公設民営保育所に支給する額及びその算出方法等は、附則第2項の規定にかかわらず、同項の規定により得られた額、地域の実情等を踏まえて、その保育所が所在する地方公共団体が定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成27年度の実績及び算出方法については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成28年度における支給する額及び算出方法等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成28年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年度における支給額及び算出方法等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成29年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成29年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成30年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた令和元年10月1日前における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第3条第4項に定める副食費免除加算については、令和元年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度における支給額及び算出方法等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた令和元年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第3条第4項及び別表に定める物価高騰対応加算（給食費）については、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 市加算運営費

①～⑩ 旧市加算分等

項目	内容	加算額
① 給食費	利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額528円
② 行事用給食費	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額113円
③ 冷暖房費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額58円
④ 特別扶助費	施設職員の待遇改善を図り、もって利用する子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当り月額単価を各月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 賞与月(6月・12月)に 各12,600円
⑤ 一般生活費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額840円
⑥ 児童災害共済掛金	利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当り月額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	子ども1人当り 1回375円
⑦ 市主任保育士専任加算	平成23年度以降開設した保育所のうち、国の公定価格上の主任保育士専任加算の支給対象となっていない60人以上定員の施設に対して、国の主任保育士専任加算相当分として、1施設当り月額単価を加算するもの	1施設当り 月額250,000円
⑧ 障害児保育費	障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するもの <認定基準> ■ 重度: 特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■ 中度: 特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2級もしくは療育手帳A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■ 軽度: 身体障害者手帳3～6級もしくは療育手帳B1～B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども	対象児1人当り ■ 重度: 月額261,200円 ■ 中度: 月額208,960円 ■ 軽度: 月額130,600円
⑨ 補足給付費	生活保護世帯の子どもに対して、保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収額を減免する場合に、その補填として、対象児1人当り月額単価を限度に対象子ども数分加算するもの	対象児1人当り 月額2,700円(限度額)
⑩ 衛生管理加算	利用する子どもの使用済み紙おむつを施設において収集し、法令等に従い適切な方法により処理等をするをもつて、保護者及び施設職員の負担を軽減させるために0～2歳児1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	対象児1人当り 月額264円

⑪-1 延長保育費 基本分・加算分

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費(補食代実費徴収分を除く)として、利用する子ども6人までの月額基本分と7人目から1人当りの月額加算分を加算する(利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分/6人(小数点以下切捨て)×利用する子ども数とする)もの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとする。

実延長保育時間	土曜延長	基本分		加算分	
		6人まで	月額	7人目から1人当り	月額
朝/夕 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 91,000円	7人目から1人当り	月額 1,600円
	実施なし		月額 75,800円		
夕 1時間	実施あり	6人まで	月額 182,000円	7人目から1人当り	月額 3,200円
	実施なし		月額 151,700円		
夕 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 273,000円	7人目から1人当り	月額 4,800円
	実施なし		月額 227,500円		
夕 2時間	実施あり	6人まで	月額 364,000円	7人目から1人当り	月額 6,400円
	実施なし		月額 303,300円		
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 128,200円	7人目から1人当り	月額 2,800円
	実施なし		月額 106,800円		
夜間保育の朝 1時間	実施あり	6人まで	月額 256,400円	7人目から1人当り	月額 5,600円
	実施なし		月額 213,700円		
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 384,500円	7人目から1人当り	月額 8,400円
	実施なし		月額 320,400円		
夜間保育の朝 2時間	実施あり	6人まで	月額 512,700円	7人目から1人当り	月額 11,200円
	実施なし		月額 427,300円		
夜間保育の朝 2.5時間	実施あり	6人まで	月額 640,800円	7人目から1人当り	月額 14,000円
	実施なし		月額 534,000円		
夜間保育の朝 3時間	実施あり	6人まで	月額 769,000円	7人目から1人当り	月額 16,800円
	実施なし		月額 640,900円		

⑪-2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として、0.5時間単位で1人当り月額加算分を加算するもの

延長保育時間	加算分
0.5時間単位	1人当り月額 1,600円

⑪-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当たり月額 6,530円
	1時間	1人当たり月額 13,060円
	1.5時間	1人当たり月額 19,590円
	2時間	1人当たり月額 26,120円
	2.5時間(夜間保育のみ)	1人当たり月額 32,650円
	3時間(夜間保育のみ)	1人当たり月額 39,180円
保育料免除分	0.5時間	1人当り月額 1,000円
	1時間	1人当り月額 2,000円
	1.5時間	1人当り月額 3,000円
	2時間	1人当り月額 4,000円
	2.5時間(夜間保育のみ)	1人当り月額 5,000円
	3時間(夜間保育のみ)	1人当り月額 6,000円

⑫～⑭ 市職員雇用費等

項目	内容	加算額								
⑫ 休憩休息保育士雇用費	<p>利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士(公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、当該配置保育士数を含む。以下同じ。)4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">基本分</td> <td style="text-align: center;">加算分</td> </tr> <tr> <td>月額1人当り 142,100円</td> <td>+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)</td> </tr> </table> <p>■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準(公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、条例上の3歳児の配置基準を15:1に置き換えるものとする。以下同じ。)に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切上げた人数を限度に、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士数を超えて配置されている常勤保育士(就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。以下同じ。)数とする。</p> <p>■支給月数</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td>12箇月</td> <td>+ 4.5箇月</td> </tr> </table> <p>給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数(半月単位とする。以下同じ)によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.25箇月ずつ支給するものとする。</p>	基本分	加算分	月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)	給与分	賞与分	12箇月	+ 4.5箇月
基本分	加算分									
月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)									
給与分	賞与分									
12箇月	+ 4.5箇月									
⑬ 年休代替保育士雇用費	<p>利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">基本分</td> <td style="text-align: center;">加算分</td> </tr> <tr> <td>月額1人当り 142,100円</td> <td>+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)</td> </tr> </table> <p>■対象職員数 各施設1人とする。ただし、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士の数を超えて配置されている常勤保育士がいる場合に限る。</p> <p>■支給月数</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td>12箇月</td> <td>+ 4.5箇月</td> </tr> </table> <p>給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.25箇月ずつ支給するものとする。</p>	基本分	加算分	月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)	給与分	賞与分	12箇月	+ 4.5箇月
基本分	加算分									
月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)									
給与分	賞与分									
12箇月	+ 4.5箇月									
⑭ 看護師雇用補助費	<p>利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の常勤看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り 52,200円</p> <p>■対象職員数 各施設1人とする。</p> <p>■支給月数</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td>12箇月</td> <td>+ 4.5箇月</td> </tr> </table> <p>給与分は対象となる常勤看護師(1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。以下同じ。)の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤看護師数によって6月と12月に2.25箇月ずつ支給するものとする。</p>	給与分	賞与分	12箇月	+ 4.5箇月				
給与分	賞与分									
12箇月	+ 4.5箇月									
⑮ 調理員雇用費	<p>利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、公定価格上の基準常勤調理員数に加えて、市が定める定員数に応じた常勤調理員の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">基本分</td> <td style="text-align: center;">加算分</td> </tr> <tr> <td>月額1人当り 123,400円</td> <td>+ (5,500円 × 処遇改善等加算率)</td> </tr> </table> <p>■対象職員数 定員が61人以上150人以下の施設は1人、 定員が151人以上240人未満の施設は2人、 定員が240人以上の施設は3人を限度とし、 毎月、公定価格上の基準常勤調理員数(40人以下は1人、41人以上は2人)を超えて配置されている常勤調理員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。以下同じ。)とする。</p> <p>■支給月数</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td>12箇月</td> <td>+ 4.5箇月</td> </tr> </table> <p>給与分は対象となる常勤調理員の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤調理員数によって6月と12月に2.25箇月ずつ支給するものとする。</p>	基本分	加算分	月額1人当り 123,400円	+ (5,500円 × 処遇改善等加算率)	給与分	賞与分	12箇月	+ 4.5箇月
基本分	加算分									
月額1人当り 123,400円	+ (5,500円 × 処遇改善等加算率)									
給与分	賞与分									
12箇月	+ 4.5箇月									

項目	内容	加算額
⑩ 事務職員雇用費	事務の複雑化・電子化等に対応するため、公定価格上の事務職員雇上費に加えて、事務職員の雇用に係る経費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 定員が20人以上60人以下の施設は月額1人当り57,600円 定員が61人以上120人以下の施設は月額1人当り69,120円 定員が121人以上180人以下の施設は月額1人当り80,640円 定員が181人以上240人以下の施設は月額1人当り92,160円</p> <p>■対象職員数 各施設1人とする。</p> <p>■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>
⑪ 週40時間勤務保障保育士雇用費	常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、定員が60人以上の施設に対し、臨時的任用保育士の雇用費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り26,120円</p> <p>■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数に1人を加えた人数とする。</p> <p>■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>
⑫ 産休明け保育対応保育士雇用費	産休明け(生後5箇月未満)の子どもが利用している施設に対し、産休明け保育対応保育士を対象児2人につき1人加配するための雇用費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り244,500円</p> <p>■対象職員数 毎月初日の生後5箇月未満の在籍子ども数に応じて、2:1の基準に基づき、必要保育士数を算出し、小数点以下切上げとした人数を限度に、実際に配置している産休明け保育対応保育士の数(非常勤保育士による場合は常勤換算した数)とする。</p> <p>■支給月数 月初日に対象児が在籍する月数とする。</p>
⑬ 産休等代替臨時職員雇用費	有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合に、その代替となる臨時的任用職員(常勤職員に限る)を雇用する経費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給日数】</p> <p>■単価 以下の常勤の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算とし日額交通費を含む。ただし10円未満切捨て)とする。 保育士の場合は、日額1人当り10,880円を限度とする。 栄養士の場合は、日額1人当り9,930円を限度とする。 看護師の場合は、日額1人当り11,420円を限度とする。 准看護師の場合は、日額1人当り9,740円を限度とする。 調理員の場合は、日額1人当り9,380円を限度とする。 保育士補助等の場合は、日額1人当り9,380円を限度とする。 事務員の場合は、日額1人当り9,380円を限度とする。</p> <p>■対象職員数 産休・病休職員1人に対し、常勤の代替職員1人とする。なお、このうち、栄養士、准看護師、保育士補助等、事務員については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものに限る。</p> <p>■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切捨て。以下同じ)とする。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6箇月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。</p>
⑭ 市処遇改善等加算Ⅱ	公定価格上の処遇改善等加算Ⅱにおいて、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者と7年以上の者がいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完するもの。ただし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの支払いがない場合には対象外とする。	<p>■単価 【加算保障額－配分可能額＝単価】 公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、処遇改善等加算Ⅰの算定基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)に4万円を配分(加算保障額)した場合、不足する額。なお、不足する額には、各々法定福利費等事業主負担額相当分を含むこととする。</p> <p>■対象職員数 就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者であり、4月1日又は開設日に在籍する者とし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの算定基礎となる職員数に1人を加えた人数(ただし園長を除く)を上限とする。</p> <p>■支給月数 市処遇改善等加算Ⅱの実施月数</p>

項目	内容	加算額
⑳ 市処遇改善等加算Ⅲ	当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、市が公定価格上の算定基準を超えて加配を求める保育士等に対する処遇改善に要する費用を右記の加算額の範囲内で加算するもの。	<p>■単価 月額1人当り11,000円</p> <p>■対象職員数 ⑪休憩休息保育士雇用費、⑫年休代替保育士雇用費及び⑬調理員雇用費それぞれの平均配置人数(見込)を算出し、その合計人数に一時保育を実施している施設については、2人を上限として加えた人数とする。</p> <p>■支給月数 市処遇改善等加算Ⅲの実施月数</p>
㉑ 指導用給食費	利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り1,795円</p> <p>■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数に2人を加えた人数とする。</p> <p>■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>

㊸ 嘱託医手当

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

項目	定員区分	上段:加算額、下段:園医報酬基準額
嘱託医手当	40人以下定員の施設	月額 7,830円 (月額 21,400円)
	41～60人定員の施設	月額 18,530円 (月額 32,100円)
	61～90人定員の施設	月額 36,330円 (月額 49,900円)
	91～120人定員の施設	月額 39,430円 (月額 53,000円)
	121～150人定員の施設	月額 42,130円 (月額 55,700円)
	151～180人定員の施設	月額 45,230円 (月額 58,800円)
	181～210人定員の施設	月額 59,430円 (月額 73,000円)
	産休明け保育実施民営化施設(91～120人定員)	月額 50,430円 (月額 64,000円)
	産休明け保育実施民設化施設(121～150人定員)	月額 53,130円 (月額 66,700円)
	乳児専門施設	月額 60,630円 (月額 74,200円)
	240人定員の施設	月額 78,860円 (月額 92,430円)

㊹ 入園前健康診断手当

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

項目	定員区分	加算額
入園前健康診断手当	60人以下定員の施設	21,400円
	61～180人定員の施設	32,100円
	181～240人定員の施設	42,800円

㊺ 歯科検診事業費

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

項目	定員区分	加算額
歯科検診事業費	60人以下定員の施設	年額 28,000円
	61～90人定員の施設	年額 31,000円
	91～120人定員の施設	年額 34,000円
	121～150人定員の施設	年額 37,000円
	151～180人定員の施設	年額 40,000円
	181～210人定員の施設	年額 43,000円
	211～240人定員の施設	年額 46,000円

②⑥ 市第三者評価受審加算

第三者評価の受審を促進するため、公定価格中の第三者評価受審加算に加えて、第三者評価の受審に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

項目	加算額
市第三者評価受審加算	<p>■加算限度額 1施設当たり1回100,000円</p> <p>■加算時期 3月とする。</p> <p>■加算条件 1施設に対し、5年に1回の加算とする。 なお、平成28～令和元年度において、「川崎市民間保育所福祉サービス第三者評価事業受審料助成金」の交付を受けた施設は、各交付年度から起算して5年を経過するまでは本市加算の対象とならない。</p>

②⑦ 地域活動事業費

地域の子育て支援を推進するため、以下の表中の加算条件を満たす場合に、当該事業の実施に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

項目	加算額												
地域活動事業費	<p>■加算限度額 1施設当たり年額200,000円 ※原則、年度内に1度のみの申請とする。</p> <p>■加算条件 以下の5事業のうち複数事業を実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世代間交流等事業</td> <td>老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>異年齢児交流等事業</td> <td>保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。</td> </tr> <tr> <td>育児講座・育児と仕事両立支援事業</td> <td>地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。</td> </tr> <tr> <td>地域の特性に応じた保育需要への対応事業</td> <td>地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。</td> </tr> <tr> <td>保育所体験特別事業</td> <td>適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。	異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。	育児講座・育児と仕事両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。	地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。	保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。
事業名	事業内容												
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。												
異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。												
育児講座・育児と仕事両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。												
地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。												
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。												

②⑧ 市休日保育加算

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するもの。

項目	加算額
市休日保育加算 (障害児受入分)	<p>■加算単価 日額5,200円</p> <p>■加算条件 障害児の認定は、⑧の認定基準に準じて、別途行うものとする。</p>

⑳ 市賃借料加算

項目	内容	加算額
市賃借料加算	賃借物件により運営する施設に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うもの。	<p>【算定方法】 市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額</p> <p>■市が定める月の加算上限額 各施設の定員区分に応じて、以下の表中の方法により算定した額。</p> <p>■当月の公定価格中の賃借料加算額 公定価格に基づく加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。</p>

市が定める月の加算上限額の算定方法

60人未満定員施設 (※)	<p>【算定方法】 以下の地域区分ごとの加算基準額(月額)の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>■加算基準額 A地域:月額541,500円 B地域:月額511,500円 C地域:月額451,500円</p>																																								
60人以上定員施設 (※)	<p>【算定方法】 以下の算定上の園舎・園庭面積に地域区分ごとの加算基準単価(月額)を乗じた額の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合はこれを切捨てるものとする。</p> <p>■算定上の園舎面積 以下の表に基づき算定された基準面積と実園舎面積のうち、小さい方の面積を算定上の園舎面積とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">基準面積</th> </tr> <tr> <th colspan="4">以下の基本面積+加算面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本面積</th> <th colspan="2">加算面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2">以下の定員区分別の1人当り面積×定員数</th> <th colspan="2">以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算</th> </tr> <tr> <th>定員区分</th> <th>1人当り面積</th> <th>加算要件</th> <th>加算面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60～90人</td> <td>7.4㎡</td> <td rowspan="3">低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積</td> <td rowspan="3">36.0㎡</td> </tr> <tr> <td>91～120人</td> <td>7.2㎡</td> </tr> <tr> <td>121～150人</td> <td>7.0㎡</td> </tr> <tr> <td>151～180人</td> <td>6.7㎡</td> <td rowspan="2">一時保育室併設 加算面積</td> <td rowspan="2">67.0㎡</td> </tr> <tr> <td>181～210人</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>211～240人</td> <td>6.5㎡</td> <td rowspan="2">地域子育て支援 センター併設加算面積</td> <td rowspan="2">80.3㎡</td> </tr> <tr> <td>241～270人</td> <td>6.4㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>■算定上の園庭面積 上記園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6㎡を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積を算定上の園庭面積とする。</p> <p>■加算基準単価 A地域:月額1㎡当り2,200円 B地域:月額1㎡当り1,600円 C地域:月額1㎡当り1,300円</p>	基準面積				以下の基本面積+加算面積				基本面積		加算面積		以下の定員区分別の1人当り面積×定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算		定員区分	1人当り面積	加算要件	加算面積	60～90人	7.4㎡	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0㎡	91～120人	7.2㎡	121～150人	7.0㎡	151～180人	6.7㎡	一時保育室併設 加算面積	67.0㎡	181～210人	6.6㎡	211～240人	6.5㎡	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3㎡	241～270人	6.4㎡
基準面積																																									
以下の基本面積+加算面積																																									
基本面積		加算面積																																							
以下の定員区分別の1人当り面積×定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算																																							
定員区分	1人当り面積	加算要件	加算面積																																						
60～90人	7.4㎡	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0㎡																																						
91～120人	7.2㎡																																								
121～150人	7.0㎡																																								
151～180人	6.7㎡	一時保育室併設 加算面積	67.0㎡																																						
181～210人	6.6㎡																																								
211～240人	6.5㎡	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3㎡																																						
241～270人	6.4㎡																																								

※ただし、当初、60人未満定員であった施設が定員増により、60人以上定員施設となった場合で、60人未満定員施設の算定方法によった方が加算上限額が大きい場合は、上記定員区分によらずに、60人未満定員施設の算定方法によることができるものとする。

市が定める月の加算上限額の算定における各地域区分となる保育所

A地域	鹿島田、新川崎、武蔵小杉、新丸子、元住吉、武蔵溝ノ口、溝の口、高津、梶が谷、登戸、向ヶ丘遊園の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所
B地域	川崎大師、鈴木町、港町、京急川崎、川崎、川崎新町、小田栄、尻手、矢向、平間、向河原、武蔵中原、武蔵新城、二子新地、宮崎台、宮前平、鷺沼、津田山、宿河原、稲田堤、京王稲田堤、生田、読売ランド前、百合ヶ丘、新百合ヶ丘、柿生、栗平の各駅を最寄り駅としその駅からの道のりが1km以内にある保育所
C地域	大師橋、東門前、八丁畷、久地、中野島、五月台の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所及び最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所